

質問に お答えします

問 来年度の社員採用についてですが、採用計画の見通しが甘く、採用内定を出した者にその取消しや4月からの採用を延期せざるを得なくなりました。法的な取扱いについて教えてください。

答 社員採用内定の仕方には、さまざまな形がありますので、内定通知を出したというだけでは、契約の締結までには至つていません。採用を予定しているだけで労働契約の効力発生の始期を採用の日とする労働契約が成立しています。大学を卒業できなかつた場合な

てないこともあります。
そこで、事実関係を次のように仮定します。

最近では会社のホームページ上で行いますが、会社が新卒社員の募集を

広く行い、それに対しても大学在学中の者が応募して、書類審査や面接を経て、採用内定通知が出されました。その内定通知には、採用の日、採用職種・身分などが明記されています。内定通知に対する入社誓約書の提出を求められ、卒業後の入社を確約して、大学を卒業できなかつた場合や健康診断に異常が認められた場合などには、採用内定取消しをする旨の誓約書に同意してサインをして提出しました。

どの採用内定取消し事由に基づく解約権を留保したもので、解約権留保付き労働契約が締結されたものといえます。この学

校による休業手当の支払いが必要となります。また、民事的には、民法第536条第2項により、賃金を満額支払わなければなりません。

①整理解雇の必要性があること

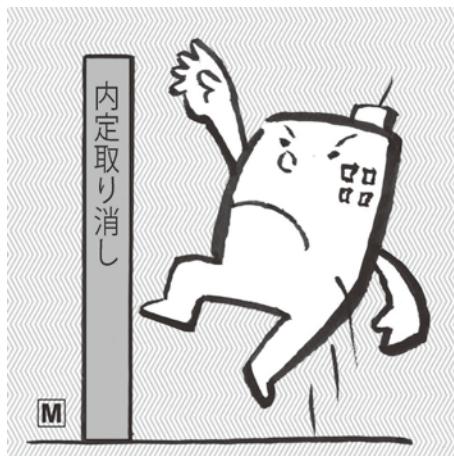
②整理解雇回避のための努力を尽くしたこと

③解雇の対象者選定について、客観的・合理的な基準を作成したこと

④使用者が整理解雇を行った際にあたつて、当該労働者、労働組合と誠実かつ十分に協議を行つたこと

この4つの要件をすべて満たすことが必要です。

採用内定めぐる問題



来年度の社員採用についてですが、採用計画の見通しが甘く、採用内定を出した者にその取消しや4月からの採用を延期せざるを得なくなりました。法的な取扱いについて教えてください。

生は、この会社への入社を期待して、すでに得ていた他社の内定を辞退し、就職活動自体を終えるのが一般的です。

この場合には、基本的には内定取消しはできません。採用内定取消しと解

4月1日からの労働契約が成立しているので、会社都合による採用日の繰り下げは、本来は労働すべきところを会社の都合で休業させている状態ですので、労働基準法第26条によると休業手当の支払いが必要となります。また、民事的には、民法第536条第2項により、賃金を満額支払わなければなりません。

職業安定法施行規則において、新規学卒者の内定取消しを行うときには、ハローワークと学校長に通知すること、一定の条件のもとで厚生労働大臣は、内定取消しを行つた企業名を公表するなどが定められています。「新規学校卒業者の採用に関する指針」も参考にしていただき、新規学卒者などの社員採用について、適正に行つてください。